

# ごみステーション・リサイクルステーションの補助金について

## 1. 補助金の概要

多治見市は、町内会等で行うごみステーション・リサイクルステーションの設置・改修について補助金を交付しています。

補助金の交付は自治会名義の口座に振り込む形になります。口座を所持している自治会名を記入の上、自治会長名で申請下さい。（通常班単位では口座所有していないことが多いため、町内会、区、管理組合単位での申請になると思われます。）

ごみステーションについては上限5万円、リサイクルステーション兼用のごみステーションについては上限10万円の補助額となります。

（例：ごみステーションの工事に3万円かかった場合は工事にかかった3万円、8万円かかった場合は、上限額の5万円を補助することになります。）

## 2. 補助金の申請

補助金の申請は、別紙の補助金交付申請書・位置図・事業計画書の提出が必要です。申請に際しては以下の点にご注意ください。

### ・ 設置場所の所有者について

設置場所が個人所有地の場合、土地所有者の同意が必要です。申請書の承諾確認欄に記名押印をしてもらってください。

市有地の場合、その土地を管理している課の同意が必要です。申請書の承諾確認欄に担当課長の記名押印をもらうか、もしくはその課指定の申請を行い、それに伴う土地の使用許可証の写しを添付してください。

団地などでは、三の倉センターに土地が寄付されているところもありますので、その場合は三の倉センターで承諾確認を行います。

国・県などの公共用地の場合は、それぞれの機関に同意を得てください。

### ・ 位置図について

住宅地図などで、土地勘のないものが行ってもわかるように記入してください。

### ・ 事業計画について

補助対象となるごみステーションの構造物は、コンクリート又は金属等容易に劣化しない構造及び材質で設置されるものに限りません。

設置にかかる工事の見積書等、工事にかかる費用が明らかになる書類を添付してください。

ごみステーションの設計図など、工事の内容がわかる図面を添付してください。

## \* ご注意

補助金は必ず交付できるものではありません。場合によっては交付できないこともありますので、補助金決定前の工事、購入はおやめください。

↑            ↑            ↑            ↑            ↑            ↑            ↑            ↑

-----今回の手続きはここまで-----

## 申請書提出後の手続き

### 3. 補助金の交付決定

申請をいただいたら、書類を審査し、補助金を交付するかどうか決定します。決定したら、郵送で「補助金等交付指令書」及び完了届用書類を送付します。

### 4. 工事の開始

「補助金等交付指令書」がとどいたら、工事を行ってください。工事を行う前の「着工前写真」が後日必要となりますので、工事を行う前の状況写真を必ず撮ってください。

### 5. 工事の期日

工事は、補助金交付指令書にある交付決定日から起算して 2 ヶ月以内に工事を完了させてください。

### 6. ごみ集積場設置完了届の提出

工事が終了したら「ごみ集積場設置完了届」「決算書」を提出してください。提出については以下の点に注意してください。

- ・ 完了届に工事着工前写真と工事完了後写真を添付してください。
- ・ 工事にかかる請求書の写しを決算書に添付してください。

### 7. 補助金額の決定

三の倉センター、市役所で書類を審査のうえ、「補助金交付確定通知書」を郵送します。

### 8. 補助金の請求

「補助金交付確定通知書」の交付と同時に請求書（様式）をお渡ししますので、請求書に必要事項を記入し、提出してください。

### 9. 補助金の支払い

請求書受領後 2 週間を目途に指定口座に振り込みますので、通帳にてご確認ください。支払いについて、直接ご連絡することはありません。

## 書類の提出先

507-0045

多治見市三の倉町猪場 37 番地

多治見市三の倉センター

0572-23-1103